

現所有者の申告兼市給付及び還付金に関する届出書の添付書類

1. 過誤納金・還付金の金額が5万円以下のときは、次の“①”または“②”のいずれか。
2. 過誤納金・還付金の金額が5万円を超えるときは、次の“②”。

【添付書類の内容】

- ① 相続関係説明図（被相続人との相続関係が本籍地にて繋がることが記されていること）
- ② 公的証明（公的証明とは次のもので、いずれかひとつ）
 - ア 相続関係の分かる戸籍謄本（被相続人の出生から死亡、及び相続人の出生から現在までの戸籍）
 - イ 法定相続情報証明（法務局にて登録しているとき）
 - ウ 公正証書（公証役場にて作成しているとき）
 - エ 遺言書（検認等により立証されるもの）
 - オ 判決確定証明（または謄本）
 - カ 相続放棄受理証明書（受理印のある申述書、相続放棄受理番号にて代えることができる）
 - キ その他調停等の公的機関が作成した書類

現所有者の申告兼市給付及び還付金に関する届出書

年 月 日

羽村市長 殿

下記の被相続人の相続については、次の相続関係となっていることを下記の連署及び押印により証しますので、羽村市税賦課徴収条例第73条の3による地方税法第343条の現に所有する者の申告並びに羽村市税及び保険料の給付及び還付金の請求に係る届出書として提出します。

- 被相続人の遺言
- 民法が定める相続人における民法第900条から第902条までにより算定した相続分
- 被相続人の共同相続人全員にて合意した遺産分割協議

なお、羽村市税賦課徴収条例第73条の3による地方税法第343条の現に所有する者としての納付書の代表受領及び市からの給付金又は還付金の代表受領する者として、相続人全員の協議において合意しましたので、下記の代表者へ送付、給付、還付又は交付してください。

被相続人	住所	氏名	死亡年月日		
代表者	住所 〒	氏名	個人・法人番号		
	生年月日	印 (カガナ	被相続人との関係	電話番号	
	受取預貯金口座 (金融機関名)	(本店名)	(預金種別)	(口座番号)	

共同相続人全員による連署及び押印	氏名及び被相続人との続柄	住所及び連絡先	相続分の割合		
	印	続柄	連絡先	<input type="checkbox"/> 遺言 <input type="checkbox"/> 法定相続分 <input type="checkbox"/> 遺産分割	分の
	印	続柄	連絡先	<input type="checkbox"/> 相続放棄受理済、受理番号 () 家庭裁判所 年(家)第 号	
	印	続柄	連絡先	<input type="checkbox"/> 遺言 <input type="checkbox"/> 法定相続分 <input type="checkbox"/> 遺産分割	分の
	印	続柄	連絡先	<input type="checkbox"/> 相続放棄受理済、受理番号 () 家庭裁判所 年(家)第 号	
	印	続柄	連絡先	<input type="checkbox"/> 遺言 <input type="checkbox"/> 法定相続分 <input type="checkbox"/> 遺産分割	分の
	印	続柄	連絡先	<input type="checkbox"/> 相続放棄受理済、受理番号 () 家庭裁判所 年(家)第 号	

- (1) 遺言又は民法による相続人の全員の同意の事実により、**相続があったことを知った日の翌日から3か月を経過した日までに提出**してください。
- (2) この書面は、相続の全てを確定するものではなく、羽村市の資産課税並びに羽村市税、保険税及び保険料の給付・還付のみに関するものです。なお、固定資産の共同相続である場合には共同相続人は連帯して納税する義務を負います。
- (3) この書面では、不動産登記の名義は変わりません。不動産登記法により相続登記が義務化されておりますので、速やかに法務局へ相続登記の申請を行ってください。
- (4) 遺産分割協議が整っていないときや、家庭裁判所への相続放棄をお考えであっても家庭裁判所に受理されていないときは、法定相続分にて申告してください。申告の後に遺産分割協議が整ったときは、遺産分割協議書の写しもしくは改めてこの申告書を提出してください。また、家庭裁判所にて相続放棄の申述が受理されたときは、相続放棄受理証明書の写しを提出してください。
- (5) 還付、給付または資産の相続分がそれぞれ異なるときは、各別に遺言または遺産分割協議書をご提出ください。

羽村市職員確認 法定相続人全員の記載を確認した 有効な遺言書が添付されている 有効な遺産分割協議書の添付がある
 相続分が正しく記載されている (2) から (5) 及び裏面を説明した

「現所有者の申告兼市給付及び還付金に関する届出書」の提出が必要なとき

この届出書は、次の場合にご提出ください。

- (1) 亡くなられた方の過誤納金の還付や給付金を請求するとき
- (2) 亡くなられた方が不動産、償却資産や軽自動車を所有されており、賦課期日までに登記や登録の名義変更（相続登記など）が終わらないとき

亡くなられた方が納税した市税、保険税及び保険料を多く納付していたもの（過誤納金といいます）や請求することができた給付金は、民法の定めにより、遺言、法定相続及び遺産分割によって決まった相続人の方が、それぞれ、相続分に応じた請求をすることができます。

このため、遺産分割協議などによって決まった相続分について、代表者へ給付を受けることを委任していただき、市から代表者の方へ給付（支払い）いたします。

不動産、償却資産及び軽自動車の相続について

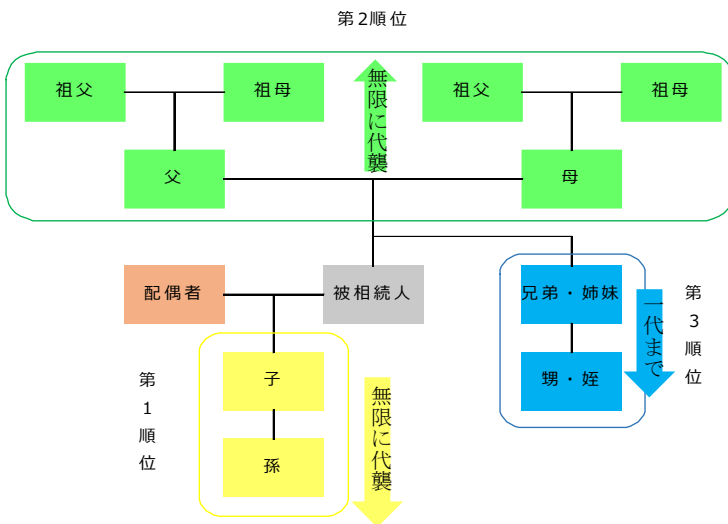
不動産、償却資産及び軽自動車を相続して賦課期日（地方税法により納税義務が生じる日をいいます）を迎えた方は、不動産登記や軽自動車の車検上の登録に記載されている方が亡くなられている場合であっても、遺言、民法の定めによる相続人または遺産分割協議等によって相続された方が納税義務を負います。

遺言がなく、遺産分割協議が整う前に賦課期日を迎えるときは、民法が定める相続人及び相続分によって相続（法定相続）されていることとなりますので、民法が定める相続人及び相続分によって申告してください。

法定相続とは

民法第 887 条から 890 条の定めによる相続人のことを法定相続人と言い、相続権と相続の順位が決められています。相続の割合は民法第 900 条と 901 条により決められています。

○法定の相続人の範囲



◇ 故人の配偶者は必ず相続人となります。（※婚姻関係が必要）

◇ 配偶者以外の法定相続人については、相続順位によって決まります。高順位の人が1人でもいる場合は、低順位の人には相続人になりません。

同順位の相続人が複数人いる場合、相続割合は等分です。

異母（異父）兄弟姉妹の法定相続分は、両親が同じ兄弟姉妹の 1/2 となります。

相続の開始と相続の放棄

相続は、死亡によって開始され、亡くなられた方の住所において開始されます。（民法 882 条・883 条）

相続人は、相続の開始があったことを知った時から 3 カ月以内に、相続について、単純もしくは限定承認または相続放棄をしなければなりません。この相続放棄は、亡くなられた方の住所地を管轄する家庭裁判所にて手続きするものとなります（民法第 938 条）。

（いわゆる、相続人間での協議による相続放棄は、相続分を他の相続人へ与える行為で、遺産分割になります。）

遺産分割

遺産分割は、亡くなられた方の財産（借金などの債務を含みます。）について相続した後に、相続人の間で話し合っ、相続人である自己の相続分を、他の相続人に分け与えるものです（民法第 906 条から 914 条）。